

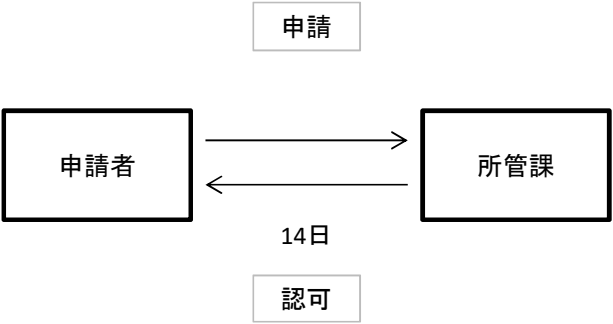
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 25

処 分 名	土地区画整理組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可		
処 分 の 概 要	土地区画整理組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更について認可する。		
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）		
条 項	第39条第1項		
所 管 課	都市デザイン課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		14日	
標 準 処 理 期 間		計	14日
審 査 基 準			
未設定			
【根拠法令等】 土地区画整理法 （定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更） 第三十九条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。